

**一般社団法人 日本獣医病理学専門家協会
定款**

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本獣医病理学専門家協会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の英語表記は、「Japanese College of Veterinary Pathologists」とし、略称を「JCVP」とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県新座市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、獣医病理学に関する専門知識の深奥化と総合化に基づき、獣医病理診断学の向上と、獣医病理学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医病理学に関する年次学術集会・研修会等の開催
- (2) 会員資格の認定
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 本会に入会している個人
- (2) 終身会員 一般会員のうち、満70歳となった個人
- (3) 名誉会員 獣医病理学の発展と本会の運営に特段の功績があった個人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体あるいは個人

2 前項の一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第 6 条 一般会員になるには、本会の資格認定試験に合格し、入会申込書を提出したうえで、理事会の承認を得なければならない。

2 終身会員になるには、満 70 歳になった一般会員が移行の意思を示し、理事会で承認されなければならない。

3 名誉会員になるには、理事会で推薦され、総会の承認を得なければならない。

4 賛助会員になるには、入会申込書を提出したうえで、理事会の承認を得なければならない。

(年会費)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は別途定める規程に基づき、年会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会時に未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合

(2) 本会の目的を著しく損なう行為を行った場合

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を 2 年度分以上延滞し、かつ催告に応じないとき

(2) 一般会員の全員が総会において同意したとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(4) 本会が解散したとき

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての一般会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 名誉会員の承認
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 議決権総数の 5 分の 1 以上を有する一般会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が総会に出席していない場合は、出席している一般会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、一般会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、議決権の 5 分の 1 を有する一般会員が出席し、出席した当該一般会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、一般会員総数の半数以上であって、一般会員の議決権総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 一般会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。
 - 4 一般会員は、書面による議決権の行使ができる。
 - 5 代理人及び書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

- 第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事長及び総会に出席した一般会員より選出された議事録署名人 1 名以上は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 総会の日から 10 年間、第 1 項の議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役員

(役員の設定)

- 第 19 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
 - 3 理事のうち 2 名以内を副理事長とする。
 - 4 第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって第 8 章で定める評議員の中から選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 副理事長は、理事長が理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理

事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬規程)

第 25 条 理事及び監事はいずれも報酬を受けず、退任時においても退職金は支給されない。

(責任免除)

第 26 条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事長は個別の事柄に関して関係する会員あるいは非会員をオブザーバーとして臨席させることができるが、その者は議決権を有さない。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 評議員の選任及び解職
- (5) 学術集会長の選定及び解職
- (6) 名誉会員の推薦
- (7) 獣医病理学専門家の資格認定審査及び更新
- (8) 入会の審査及び許可
- (9) 委員会の設置及び廃止
- (10) 各種規程の制定及び改廃

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事会の日から 10 年間、第 1 項の議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 本会は、各種の業務の執行を補佐する機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置あるいは廃止は理事会の決議による。
- 3 委員会については、別途に定める規程による。

第8章 評議員

(評議員)

第34条 本会は、評議員を置く。

- 2 本会の評議員は、一般会員と同様の権利に加え、以下の権限を有する。
 - (1) 本会の運営に必要な諸事項の助言
 - (2) 理事候補者及び監事候補者の選挙権及び被選挙権
 - (3) 新規評議員候補者の推薦
 - (4) 名誉会員となる資格
 - (5) 学術集会長になる資格
- 2 評議員の選任については、別途に定める規程による。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の分配禁止）

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 本会の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第 12 章 附則

(最初の事業年度)

第 43 条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の設立の日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。

(入会についての特則)

第 44 条 本会の前身である日本獣医病理学専門家協会（事務局所在地：東京都府中市幸町三丁目 5 番地の 8）の一般会員であった者は第 6 条の規定にかかわらず、本会の設立の日から最初の社員総会の日までに退会の意思表示をしなかった場合には、設立の日と同時に本会に入会したものとする。

(設立時役員)

第 45 条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は下記の者とする。

設立時理事

内田和幸 鈴木雅実 栗村充 吉田敏則 古林与志安

設立時代表理事

内田和幸

設立時監事

義澤克彦

(設立時社員の氏名及び住所)

第 46 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 埼玉県川口市大字辻 656 番地の 4
氏名 内田和幸

設立時社員 住所 静岡県三島市萩 720 番地の 4
氏名 鈴木雅実

設立時社員 住所 大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁 14 番地 15
氏名 栗村充

設立時社員 住所 東京都府中市幸町二丁目 40 番地 幸町宿舎 B 棟 303
氏名 吉田敏則

設立時社員 住所 北海道帯広市西 21 条南三丁目 9 番地 20
氏名 古林与志安

(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令に従うものとする。

以上、一般社団法人日本獣医病理学専門家協会設立のため、設立時社員の内田和幸、鈴木雅実、栗村充、吉田敏則及び古林与志安の定款作成代理人である司法書士鈴木裕輔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 5 年 7 月 13 日

設立時社員

内田和幸 鈴木雅実 栗村充 吉田敏則 古林与志安

上記設立時社員の定款作成代理人
東京都練馬区南大泉二丁目 1 番 3 - 2 0 5 号
司法書士 鈴木裕輔